☆中央医療歯科専門学校NEWS☆

専門実践教育訓練給付金制度

歯科衛生士国家資格取得を目指す「社会人の方」応援します

【専門実践教育訓練給付金とは･･･】

労働者や離職者が、厚生労働大臣が専門的･実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)を受講した場合に、支払った経費の一部が支給される給付制度です。

【受給を受けることができる方】

初回受給の場合･････受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険被保険者期間を有している方

2回目の受給の場合･･前回の受給から3年以上雇用保険被保険者期間を有している方

3年間の学費･学級費

約３２６万円 －

教育訓練給付金（ハローワークから支給）

約137万円

＝

3年間の実質負担は

約189万円

（1年間の自己負担額は約63万円）

※上記金額は中央医療歯科専門学校の学費を元に計算した概数となり、実際の給付額とは異なる場合があります。

学校法人 有坂中央学園　厚生労働大臣指定　歯科衛生士養成所

CIS 中央医療歯科専門学校太田校

〒373-0026　群馬県太田市東本町41-12　TEL. 0276-25-8833

【CISなら最大約137万円の給付で、歯科衛生士（国家資格）への夢に近づきます】
中央医療歯科は「専門実践教育訓練給付金」の指定校認定をいただきました。一定の条件を満たす方は最大で、約137万円の給付金（返還不要）を受けることが可能になります。

教育訓練給付金申請から受給までの流れ（例）

CISのオープンキャンパスなどに参加
↓
CIS入学試験に合格
↓
ハローワークで相談・講座受講・書類申請
↓
CIS入学後、半年ごとにハローワークに申請
↓
専門実践教育訓練給付金受給（在学中）
↓
追加受給（卒業・就職後）

入学から卒業までの総支出額約326万円のうち 給付額（CISの場合）
約137万円
返還不要

更に、現在離職者（失業者）の方は

専門実践教育訓練給付金受給資格のある方
↓
離職後1年以内に受講開始の方
↓
45歳未満の離職者の方
↓
教育訓練支援給付金受給（在学中）

離職前の基本手当の約80%を在学期間給付
受給例（離職前給与が20万円の場合）
基本手当 15万円×80%
給付金 **12万円／月**

※上記金額は一例であり、受給条件は人により異なりますのでハローワークにてご確認下さい。

● 3年間の教育訓練給付金支給例（CISの場合）

1年次	2年次	3年次	卒業後	総支給額
40万円	約29万円	約28万円	国家試験に合格し1年以内に就職追加給付 約40万円	約137万円

※ こちらはハローワーク（公共職業安定所）から給付される制度になり、雇用保険加入期間の要件を満たしている方が対象となります。

※ 各種割引制度をご利用の場合は、減額後の金額が適用されます。

※ 上記金額は中央医療歯科専門学校太田校の学費を元に計算した概数となり、実際の給付額とは異なる場合があります。

※ 中央医療歯科専門学校太田校では、出張説明会も実施します。お気軽にご相談ください！

CIS 中央医療歯科専門学校太田校
お問合せは 0120-118-309（イイハ サンキュー） 担当：岩田